

福島市除雪対応マニュアル

令和4年11月

福島市

福島市除雪対応マニュアル

1	「福島市除雪対応マニュアル」の策定	1
	(1) 目的	1
	(2) マニュアルの位置づけ	1
	(3) マニュアルの主なポイント	1
2	降雪期における活動体制	2
3	冬季道路の交通確保	2
	(1) 道路除雪計画	2
	(2) 降雪情報の発信と自主的な除雪活動の支援	2
4	降雪予報が出たとき	5
	(1) 情報収集・連絡体制の確立【危機管理室（統括本部）】	5
	(2) 除雪体制の整備・広報【建設部（除雪実施本部）】	5
	(3) 所管施設、関係者への注意喚起、連絡体制の確保【関係部署】	6
	(4) 地域内の除雪体制の確認【地域】	6
	(5) 降雪に関する情報収集・大雪に対する準備【市民・事業者等】	6
5	降雪のとき	7
	(1) 雪害に対する警報等の伝達【危機管理室（統括本部）】	7
	(2) 除雪作業の開始【建設部（除雪実施本部）】	7
	(3) 所管施設の情報収集・被害状況の報告【関係部署】	8
	(4) 地域で助け合って除雪しましょう【地域】	9
	(5) 可能な範囲で除雪にご協力を【市民・事業者等】	9
6	雪がやんだとき	10
	(1) 被害情報の収集・報告【危機管理室（統括本部）】	10
	(2) 除雪状況等の把握・対応【建設部（除雪実施本部）】	10
	(3) 所管施設の情報収集等【関係部署】	10
	(4) 地域で助け合って除雪しましょう【地域】	10
	(5) 路面凍結事故等に注意し、除雪にご協力を！【市民・事業者等】	11
7	市民の皆様へ～除雪作業中の事故防止について～	11

1 「福島市除雪対応マニュアル」の策定

(1) 目的

本マニュアルは、市民生活を守るため積雪による交通障害の除去及び歩道などの安全な通行の確保を目的とし、降雪に対する除雪体制の整備や情報の収集・提供、除排雪の対応についての具体的な行動等を定めるものとする。

また、公助・共助・自助の観点から、行政と地域、市民・事業者等の役割を定め、それぞれが連携することにより、共創による除雪体制の構築を図るものとする。

(2) マニュアルの位置づけ

「福島市除雪対応マニュアル」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成された「福島市地域防災計画」に規定する「雪害予防に関する計画」を補完するものとして定める。

(3) マニュアルの主なポイント

①市民との共創による除雪体制の構築

行政、地域、市民、事業者等のそれぞれの役割分担を明確にし、お互いの連携を深めることにより、効率的かつ効果的な除雪体制を構築する。

②町内会等への除雪活動の支援

市は、従来から行っている小型除雪機械の貸出し及び購入補助のほか、新たに希望する団体等へ除雪用具を貸出すなど、自主的な除雪活動を支援するほか、アダプト制度(※)を導入し、歩道等の除雪体制を強化する。

③初動を重視した体制の確保

雪特有の災害(雪害)に迅速に対応するため、あらかじめ市各部等での役割を定める。また、交通障害等が発生または発生のおそれがある場合においては、「福島市除雪対策本部」を設置し、庁内横断的に対応にあたる。

④降雪、除雪等に関する的確な情報伝達

防災メール、戸別受信機、LINE、Twitter、防災アプリ等で、降雪、除雪についての情報をいち早く市民に伝える。

※アダプト制度…別名:公共施設里親制度。公園や道路などの本来行政が管理すべき公共施設等を、企業や市民団体が維持管理し、行政がこれを支援する制度。
福島市では、地域であらかじめ除雪区間を設定した歩道等の除雪活動をサポートするためにアダプト制度を導入。小型除雪機械の燃料代やボランティア保険の加入などの支援を行います。

2 降雪期における活動体制

降雪期における市各部等の所掌事務は、「危機管理室」において情報収集及び事務調整に関することを、「建設部」は道路除雪計画の策定及び実施に関することを、「関係部署（庁内各部・教育委員会・水道局等）」は所管施設の除雪体制の確保及び実施に関することを掌握する。

また、相当な積雪（大雪警報※レベル）及び広範囲な路面凍結により交通障害等が発生又は発生するおそれがある場合においては、市長を本部長とする「除雪対策本部」を設置し、庁内関係部署の横断的連携や庁内職員のバックアップ体制を敷くことにより、効率的かつ効果的に除雪を実施し市民生活の安全の確保を図るものとする。

なお、大雪警報発令後災害（雪害）の発生又は発生するおそれがある場合においては、「災害対策本部」を設置し対応にあたるものとする。その場合において、除雪対策本部は災害対策本部に統合する。

※大雪警報…降雪の深さ【平地】12時間降雪の深さ25cm

【山沿い】12時間降雪の深さ35cm

【除雪対策本部】※次頁に体制図

関係機関	担当部署
統括本部	危機管理室
除雪実施本部	建設部
関係部署	各部等

3 冬季道路の交通確保

(1) 道路除雪計画

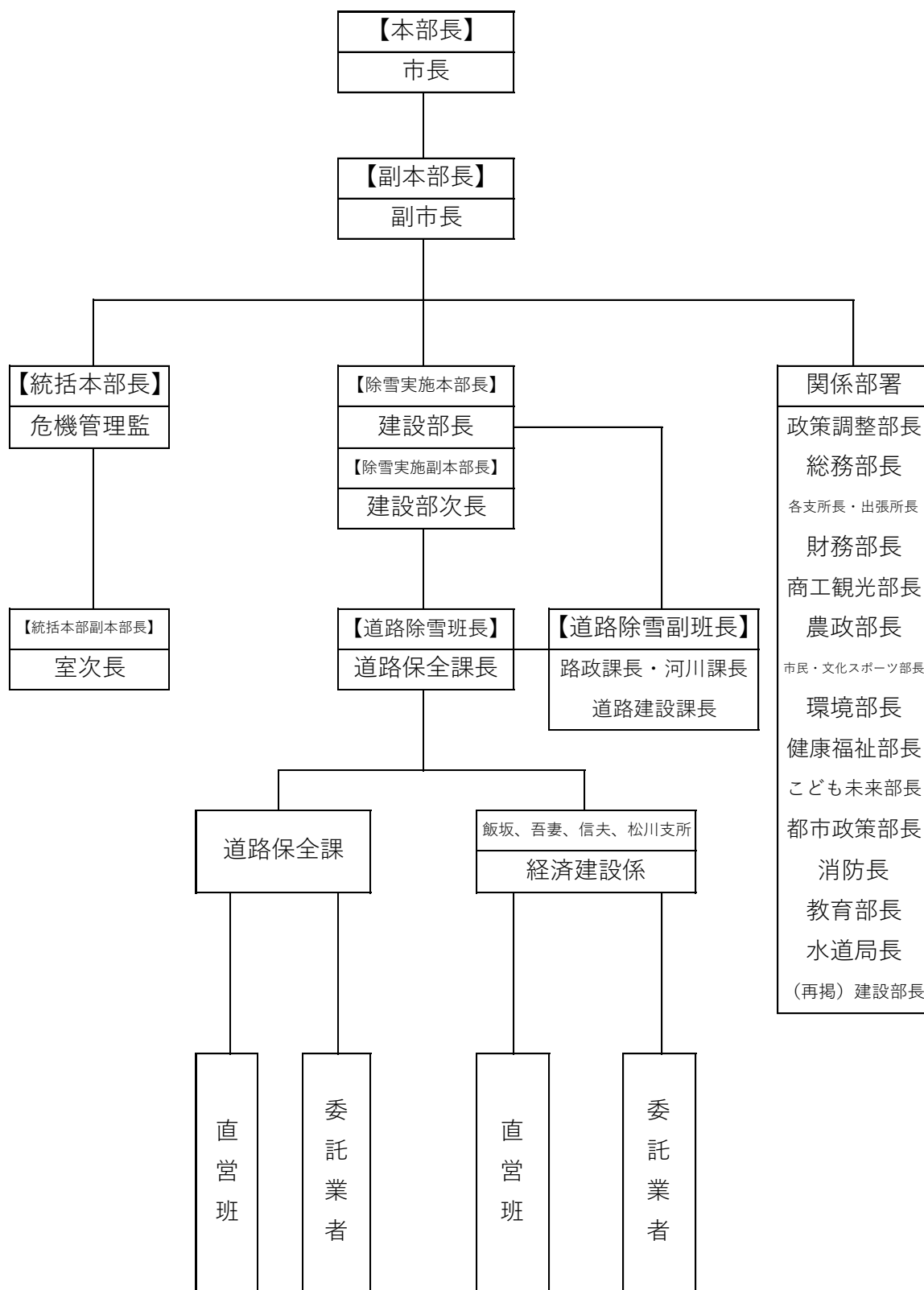
福島市地域防災計画に基づく主要道路の迅速かつ的確な除排雪を行うため、除雪体制や優先すべき道路などを予め定めることにより、降雪積雪期における雪害の発生を未然に防止し交通輸送を確保することを目的に道路除雪計画を定める。

(2) 降雪情報の発信と自主的な除雪活動の支援

降雪期の道路交通の確保には、地域、市民、事業者等との連携協力が不可欠であり、市では、降雪に関する情報の発信や可能な範囲での除雪協力を呼びかける。

また、市は、町内会や除雪ボランティア団体等に対し、小型除雪機械の貸出しや購入補助、希望する団体等への除雪用具の貸出し、更に地域であらかじめ除雪区間を設定した歩道等の除雪活動をサポートするためにアダプト制度を導入し、自主的な除雪活動の支援を積極的に行うこととする。

福島市除雪対策本部



「共創による除雪」対応のながれ

			福島市（除雪対策本部）【公助】		地域【共助】	市民・事業者【自助】
気象情報・被害情報			危機管理室（統括本部）	建設部（除雪実施本部）	関係部署	
降雪予報が出たとき			情報収集・連絡体制の確立	除雪体制の広報・整備	除雪体制の確保	情報収集・大雪に備える！
数日前から雪が降り始めるまで ・大雪・暴風雪に関する気象情報 ・警報級の可能性 ・大雪に関する早期天候情報			・気象情報の収集（気象台ホットライン） ・庁内への情報共有 ・市民等への注意喚起、除雪協力依頼（ホームページ、SNS、メール、戸別受信機）	・除雪体制の整備 ・除雪委託業者への除雪等出動準備 ・市民等への情報発信（小型除雪機械の貸出等）	・所管施設の除雪体制の確保 ・市民、関係者への注意喚起	【地域】 ・地域の除雪体制の確認 ・消火栓の位置の確認 ・災害時要援護者への除雪体制の確認 【市民・事業者】 ・除雪機器の確認 ・気象情報の収集
降雪のとき			除雪対策本部の設置	除雪出動基準		自主的な除雪活動をお願いします！
雪の降り始め～大雪が見込まれるまで			・今後の降雪見込みの確認、庁内共有 ・関係課参集の検討 ・市民への注意喚起、除雪協力依頼	①路上積雪深が10cmを超え、引き続き降雪が予想されるとき。 ②吹き溜まり、圧雪、路面の雪氷等で交通に支障をきたすおそれがあるとき。	・所管施設の除雪の実施 ・施設周辺歩道等の除雪を実施 ・市民等からの除雪依頼を実施本部へ情報提供	除雪は、安全第一でお願いします 【地域】 地域助け合いによる除雪 ・生活道路・歩道・通学路等は、地域で助け合って除雪しましょう ・災害時要援護者に対しては、地域ぐるみで支援しましょう 【市民・事業者】 可能な範囲で除雪 ・自宅・事業所の敷地・歩道などを除雪しましょう
大雪警報・暴風雪警報			災害対策本部の設置	除雪作業開始～降雪後		
大雪警報発令～警報解除まで			・警報等の伝達 ・庁内の横断的連携強化 ・避難所設置の検討 ・被害情報の収集、把握	・路面積雪状況の把握・解析 ・除雪状況等の把握・報告 ・庁内の横断的連携 ・除雪路線以外の除雪優先箇所の抽出・選定・指示 ・除雪委託業者との連携強化 ・被害状況に応じた除雪対応 ・市民等への除雪活動支援 ・地域除雪活動への協力依頼		
雪が止んだあと			警戒態勢			
道路・歩道の凍結転倒事故に注意			・被害状況の収集・報告 ・庁内の情報共有		被害報告 所管施設の安全管理	事故に注意し、除雪願います！ ・路面凍結事故に注意し、除雪にご協力ください ・路上駐車はやめましょう
			雪が止んだ後			

4 降雪予報が出たとき

【ポイント】

- ・降雪の予報が出たときは、適宜、気象情報を入手し、庁内へ情報共有を図る。
- ・気象情報等を踏まえ、体制強化や応急活動等に備える。
- ・平時に取り交わした防災関係機関の連絡先を確認する。
- ・市民等に対して降雪の見込みを知らせるとともに、可能な範囲での除雪協力について積極的な広報を実施する。

(1) 情報収集・連絡体制の確立【危機管理室（統括本部）】

1) 気象台ホットラインによる気象情報収集

- ①今後の降雪見込みを確認

2) 庁内ネットワークによる情報共有

- ①気象台や関係機関からの情報を各課に提供



3) 市民等への注意喚起、除雪協力依頼

- ①気象台からの情報を市ホームページ・SNS等で市民等に周知
(防災メール, 戸別受信機, LINE, Twitter, 防災アプリ, FMポコ, ホームページ※)
- ②除雪は地域と一丸となることが重要であるため、市民・事業者等に対して、可能な範囲での除雪協力も広報する。

※市ホームページに関しては、スライダー等を活用するなど優先度を高め発信する。

(2) 除雪体制の整備・広報【建設部（除雪実施本部）】

1) 除雪体制の整備

- ①国・県及び危機管理室と連携した気象情報の収集
- ②庁内職員バックアップ体制の確認
- ③維持補修センターの除雪及び融雪剤散布体制の確認
- ④融雪剤等の資材確保及び支所等への配置
- ⑤町会や小中学校等への融雪剤配布

2) 除雪委託業者への除雪等出動準備

- ①除雪及び融雪剤散布委託業者との連携による出動準備

3) 救急搬送路や通学路等の確認

- ①救急病院及び学校、幼稚園、保育所等に通ずる路線の確認

4) 市民等への情報発信

- ①市政だより及び市ホームページによる道路除雪作業に対する市民等への協力依頼
- ②市ホームページへ除雪マップ（除雪路線）を掲載
- ③各支所に除雪マップ（除雪路線）を設置
- ④市ホームページ・SNS等を活用した小型除雪機械及び除雪用具貸し出し



等の掲載

(3) 所管施設の除雪体制の確保、市民・関係者への注意喚起【関係部署】

1) 所管施設の除雪体制の確保

各施設管理者が中心となって除雪開始時期や職員招集のタイミング、人員配置、必要な資器材の確保など、降雪量に応じた体制の整備。

2) 敷地や周辺歩道などの除雪を施設管理者に指示

3) 小中学校・幼稚園・保育所等については、施設ごとに降雪時の対応を計画及び準備するとともに、PTA（保護者会）や地域との協力体制の構築。

4) 降雪期特有の注意すべき事柄については、ホームページ・SNS等で市民・関係者への広報を実施。（例）水道管の凍結など

(4) 地域内の除雪体制の確認【地域】

1) 生活道路や歩道、通学路、ごみステーション等の除雪体制を確認しておきましょう。

2) 消防団と連携し地区の消火栓の位置を確認しておきましょう。

3) 自主防災組織などと連携し、災害時要援護者（避難行動要支援者）への除雪体制を確認しておきましょう。

4) アダプト制度で協定締結した団体等においては、小型除雪機械の点検・整備を行いましょう。

(5) 降雪に関する情報収集・大雪に対する準備【市民・事業者等】

1) 自宅・事業所等の除雪用具・除雪機器を確認しておきましょう。

2) 気象情報を確認するなど、大雪に備えましょう。

5 降雪のとき

【ポイント】

- ・ こまめな情報の収集と庁内共有体制の確立
- ・ 各所から寄せられる除雪依頼等の情報整理及び提供
- ・ 地域・市民・事業所等に対する除雪作業への側面支援
- ・ 降雪状況等に応じて、対策本部の設置、避難所設置の検討

(1) 降雪に関する警報等の伝達【危機管理室（統括本部）】

- 1) 気象台ホットラインにより大雪警報になる見込み等の確認
- 2) 庁内ネットワークによる降雪見込みの共有
- 3) 市民等への注意喚起、除雪協力依頼
 - ①気象台からの情報を市ホームページ・SNS等で市民等に周知
 - ②市民・事業者等に対して、可能な範囲での除雪協力依頼を広報する。
- 4) 相当な積雪（大雪警報レベル）又は路面凍結により、交通障害等が発生又はそのおそれがある場合においては除雪対策本部を設置。
- 5) 大雪警報発令後、災害（雪害）の発生又はそのおそれがある場合においては災害対策本部を設置。避難所開設の準備。

(2) 除雪作業の開始【建設部（除雪実施本部）】

- 1) 路面積雪状況の把握・解析
 - ①雪道巡回による路上積雪深状況の把握と除雪出動判断準備
 - ②国・県との情報共有及び連携
 - ③危機管理室のライブカメラ等による道路状況監視体制の強化
 - ④市民等からの情報（電話・SNS等）の活用
 - ⑤庁内ネットワークで各支所より降雪状況等報告
- 2) 除雪基準に基づく除雪作業の確認・把握
 - ①直営及び委託路線の除雪確認
積雪が10cmを超え、引き続き降雪が予想されること
 - ②融雪剤散布状況の効果確認
 - ③災害対策オペレーションシステムにより被害状況報告
 - ④気象条件、路面状況、被害状況等を踏まえた排雪作業の判断・指示
- 3) 道路除雪計画に基づく優先する路線の除雪
 - ①緊急輸送路や救急病院へつながる幹線道路やバス路線（重要幹線）
 - ②集落間を結ぶ交通量が多い主要な幹線道路（主要幹線）
 - ③重要幹線や主要幹線などを結ぶ地区の幹線道路（地区幹線）
- 4) 除雪路線以外の除雪優先箇所の抽出・選定・作業指示
 - ①選定された除雪優先箇所の除雪作業指示及び除雪

- 5) 庁内の横断的連携強化
 - ①降雪状況に応じた柔軟かつ効率的な体制の構築
 - ②降雪状況に応じた庁内職員バックアップ体制への移行
 - ③庁内関係部署との組織横断的連携
 - ④職員動員による窓口対応の強化
※危機管理室（統括本部）が調整
- 6) 除雪委託業者との連携強化
 - ①降雪状況に応じた担当除雪委託業者への応援除雪指示
 - ②降雪状況に応じた除雪委託業者の担当エリアを超えた応援除雪指示
 - ③協定締結している団体等への排除雪業務の応援依頼
- 7) 市民等への情報発信の強化
 - ①除雪作業への協力依頼
 - ②SNS等を活用した現在の小型除雪機械貸出及び除雪状況の発信
- 8) 市民等への除雪活動支援（町内会、除雪ボランティア団体等）

申し込みに対し下記①～③を支援。申し込み方法はホームページ等で周知。

 - ①小型除雪機械の貸出
 - ②除雪用具の貸出（スコップ、スノーダンプ、氷割り器具等）
 - ③町会等への融雪剤配布
- 9) 歩道除雪の強化
 - ①アダプト制度で協定締結した団体等への燃料費等の支援
 - ②PTAや地域の協力体制で行っている通学路・通園路への融雪剤の追加配布
 - ③降雪状況に応じた小中学校・幼稚園等への小型除雪機械の貸出
 - ④貸出用小型除雪機械の各拠点（一部の支所等）への配置
- 10) 雪捨て場の設置
 - ①排雪作業用の雪捨て場への搬入準備
 - ②豪雪時の一般開放用雪捨て場の設置検討
 - ③一般開放用雪捨て場を設置する場合は、市ホームページ・SNS等で市民等に周知



(3) 所管施設の除雪の実施・情報収集【関係部署】

- 1) 所管施設の除雪の際は、施設周辺歩道等の除雪も実施する。
- 2) 学校施設及び通学路等の除雪は、教職員や児童、生徒のほかPTAの協力や地域との連携体制を図りながら実施する。※幼稚園・保育所等も同様。
- 3) 支所等は、市民等から除雪依頼があった場合は、場所を確認し建設部（除雪実施本部）へ情報提供する。建設部（除雪実施本部）は、提供された情報に対し、救急搬送路や通学路など優先すべき路線を検討したうえで除雪にあたる。

(4) 地域で助け合って除雪しましょう【地域】

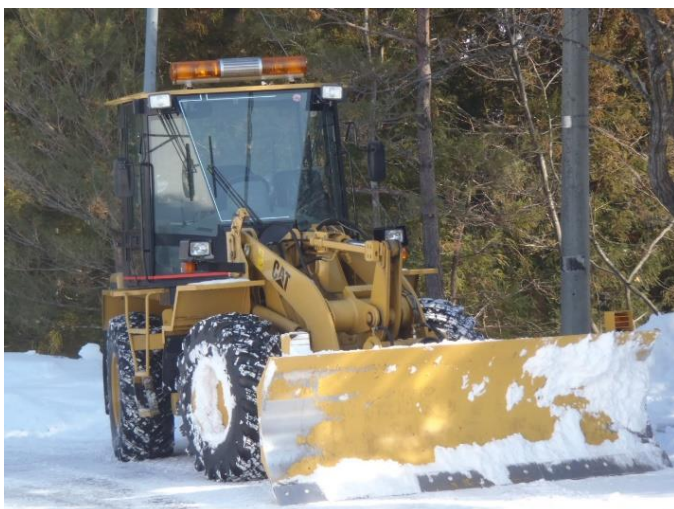
- 1) 生活道路や歩道、通学路、ごみステーション等は、地域で助け合って除雪を行いましょう。
- 2) 消火活動に支障が生じないよう消防団と連携し消火栓付近を除雪しましょう。
- 3) 災害時要援護者（避難行動要支援者）に対しては、自主防災組織による除雪支援など地域ぐるみで取り組みましょう。

(5) 可能な範囲で除雪にご協力を【市民・事業者等】

- 1) 自宅や事業所の敷地・周辺歩道などの除雪にご協力ください。
- 2) 除雪を行う際は、安全第一でお願いします。
- 3) 宅地などの雪を道路や側溝にださないでください。
可能な限り、ご自宅の敷地内での処理にご協力をお願いします。
- 4) 路上駐車は除雪作業の妨げになるとともに、交通安全上も危険ですので、やめましょう。

【参考】令和3年度 除雪作業の様子

○除雪ドーザでの道路除雪



○県道路公社のロータリー除雪車を借用しての道路除雪



6 雪がやんだとき

【ポイント】

- ・被害情報の収集・把握
- ・除雪状況の把握
- ・必要に応じた注意喚起

(1) 被害情報の収集・報告【危機管理室（統括本部）】

- 1) 庁内ネットワークにおける情報収集
- 2) 必要に応じて庁内で、被害状況等の共有を図る。
- 3) 今後の降雪情報など気象台ホットラインより得た情報を各課に提供
- 4) 気象台からの情報や雪崩に対する注意など、市ホームページ・SNS等で市民等に周知

(2) 除雪状況等の把握・対応【建設部（除雪実施本部）】

- 1) 除雪状況の把握
- 2) 国・県との情報共有及び連携
- 3) 危機管理室のライブカメラ等による道路路面状況の監視
- 4) 降雪に伴う被害状況の把握及び報告
 - ①道路パトロールによる被害状況の把握
 - ②市民等からの情報（電話・SNS等）の活用
 - ③災害対策オペレーションシステムにより被害状況報告
 - ④被害状況に応じた除雪等対応
 - ⑤吹き溜まりに対する除雪対応
 - ⑥雪崩に対する除雪対応及び路面復旧への対応
 - ⑦ガードレール等の付帯構造物の復旧
 - ⑧路面状況に応じて通行止めの実施

(3) 所管施設の情報収集・被害状況の報告及び対応【関係部署】

- 1) 各支所は、庁内ネットワークにより除雪状況等の報告を行う。
- 2) 所管施設等で被害があった場合、災害対策オペレーションシステムにより被害報告を行う。
- 3) 施設周辺で残雪があった場合は、歩道等の除雪も引き続き実施する。
- 4) 各施設においては、来庁者に対して、張り紙等により駐車場等の路面凍結事故の注意喚起を行う。

(4) 地域で助け合って除雪しましょう【地域】

- 1) 生活道路や歩道、通学路、ごみステーション等は、地域で助け合って除雪を行いましょう。

- 2) 消火活動に支障が生じないよう消防団と連携し消火栓付近を除雪しましょう。
- 3) 災害時要援護者（避難行動要支援者）に対しては、自主防災組織による除雪支援など地域ぐるみで取り組みましょう。

(5) 路面凍結事故等に注意し、除雪にご協力を！【市民・事業者等】

- 1) 自宅や事業所の敷地・周辺歩道などの除雪にご協力ください。
- 2) 除雪を行う際は、路面凍結事故等に注意し、安全第一をお願いします。
- 3) 宅地などの雪を道路や側溝にださないでください。
可能な限り、ご自宅の敷地内での処理にご協力をお願いします。
- 4) 路上駐車は除雪作業の妨げになるとともに、交通安全上も危険ですので、やめましょう。

7 市民の皆様へ～除雪作業中の事故防止について～

- (1) 小型除雪機械への巻き込まれ事故防止対策を徹底しましょう。
※動作不良時や除雪機械から離れるときは必ずエンジンを切りましょう。
- (2) 小型除雪機械によるガス設備等の損傷事故防止対策を徹底しましょう。
- (3) 凍った路面上での転倒に注意しましょう。
- (4) 屋根や木々からの落雪に注意しましょう。
- (5) 除雪作業時は家族や隣近所への声掛けを忘れずに行いましょう。
- (6) 除雪作業時は携帯電話を携行しましょう。

市民の皆様へ ～ 道路除雪についてのお願い ～

道路の除雪作業を効率的に進めるため、市民の皆様一人一人のご理解とご協力をお願いします。

○路上駐車をやめましょう

除雪作業の妨げになるとともに、交通安全上も危険ですので路上駐車をしないようお願いします。

○道路にはみ出している樹木の剪定をお願いします

着雪による雪の重みで樹木の枝が垂れ下がり、除雪作業の障害となる場合があります。樹木の剪定とともに樹木の枝の雪落としをこまめに行ってください。

○除雪車に近づかないでください

除雪車からは、すぐそばにいる人が見えません。危険ですから除雪車には絶対に近づかないでください。

○融雪剤の散布

朝の通勤時間帯のスリップ事故を防ぐために、主要幹線道路では道路凍結時に融雪剤の散布を実施しています。散布車が走行する際にはご協力をお願いします。

○宅地などの雪を道路や側溝に出さないでください

雪が積もると歩きにくくなり、少しの雪でも歩行者にとっては困るものです。また、車道も圧雪となり、スリップ事故につながる場合があります。

一方、側溝への排雪によって側溝の排水があふれたりすることがあります。

宅地などの除雪を行う際は、大量の雪を道路や側溝へ排雪しないようお願いします。

○自宅出入口の除雪は各ご家庭でお願いします

住宅地周辺道路の除雪作業は注意しながら行っておりますが、除雪車が作業を行った後、玄関前や道路脇に雪が残ることがあります。

大変ご苦勞をおかけしますが、玄関前の除雪は各ご家庭でお願いします。